社会福祉施設・事業者総合補償制度は
社会福祉施設の運営を11の補償で支えます。



賠償責任

制度名	補償内容	支払限度額		
1 社会福祉施設賠償責任補償制度 ▶P.5	❶・❷共通 施設の不備・欠陥または職員の管理・指導ミスおよび提供した飲食物等が原因で発生した事故または預った受託物の紛失等により、施設管理者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 ❶加入対象施設： 介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業者・施設以外の社会福祉施設 （児童福祉施設・軽費老人ホーム 等）		身体障害	財物損害
		施設所有（管理）者特別約款	1名につき 2億円 1事故につき 6億円	1事故につき 1億円
		生産物特別約款	1名につき 2億円 1事故・保険期間中 6億円	1事故・保険期間中 1億円
		受託者特別約款	－	1事故・保険期間中 1億円
		被害者治療費等補償特約	1名につき 死亡・重度後遺障害 50万円 入院 10万円 通院 3万円 1事故・保険期間中 1,000万円	
2 福祉事業者総合賠償責任補償制度 ▶P.7	❶❷とも被害者治療費等補償特約がセットされます。(注1)  ❷加入対象施設： 介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業者・施設		大きな補償！	Ⅰ型 / Ⅱ型
		施設・生産物特別約款（身体財物共通）(注2)	1事故・保険期間中	5億円 / 2億円
		支援事業損害補償	1事故・保険期間中	5億円 / 2億円
		受託財物損壊補償	1事故・保険期間中	100万円 / 100万円
		初期対応費用補償特約・訴訟対応費用補償特約	1事故・保険期間中	1,000万円 / 1,000万円
		人格権侵害補償特約	1名につき 100万円 1事故につき 1,000万円 保険期間中 5億円	100万円 1,000万円 2億円
		被害者治療費等補償特約	1名につき 死亡・重度後遺障害 50万円 入院 10万円 通院 3万円 1事故・保険期間中 1,000万円	50万円 10万円 3万円 1,000万円
3 医療行為賠償責任補償制度 ▶P.10	医療行為の過誤、医療施設の管理の不備により、施設管理者が被る法律上の損害賠償責任を補償します。 		身体障害	財物損害
		医療行為	1事故につき 1億円 保険期間中 3億円	－
		医療施設	1名につき 1億円 1事故につき 2億円	1事故につき 1,000万円
4 エレベーター賠償責任補償制度 ▶P.10	施設に設置のエレベーターの管理ミスが原因で発生した事故により、施設管理者が被る法律上の損害賠償責任を補償します。 ❷福祉事業者総合賠償責任補償制度にご加入の場合、この制度の補償が含まれるため、ご加入は不要です。 		身体障害	財物損害
		昇降機特別約款	1名につき 3,000万円 1事故につき 3億円	1事故につき 1,000万円

（注1）被害者治療費等補償特約は、①においては施設所有（管理）者特別約款のみ、②においては施設所有（管理）者特別約款と生産物特別約款の両方にセットされています。
（注2）②においては、この「施設・生産物特別約款（身体財物共通）」の支払限度額が、すべての補償をあわせた合計の総支払限度額となります。

大阪府社会福祉協議会（大阪府社協）の会員が加入対象です。

本制度は社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約です。
お申込人となれる方は大阪府社会福祉協議会の会員施設・事業者に限ります。
制度❶～❺および制度❽❾の記名被保険者（補償の対象者）についても大阪府社会福祉協議会の会員施設・事業者に限ります。
制度❻❿⓫の被保険者（補償の対象者）の範囲についてはＰ.12、17、18をご確認ください。
制度❼の被保険者・被保証人の範囲についてはＰ.13をご確認ください。
ご加入にあたっては、大阪府社会福祉協議会への会員登録と会費の納入が必要です。

見舞金等

5 入所者・利用者見舞金補償制度

▶P.11

施設の入所者や利用者が、偶然な事故により傷害を被ったことに伴い、施設が支出した費用などを補償します。



			充実プラン	標準プラン	スリムプラン
支払限度額	死亡見舞費用	入所型施設	200万円	150万円	100万円
		通所型施設	180万円	130万円	90万円
	入院見舞金		入院日数によります		
	通院見舞金		通院日数によります		
	被災者対応費用		300万円	100万円	50万円
	災害広告費用		2,000万円	500万円	−

6 入所者傷害事故補償制度

▶P.12

施設の入所者が、偶然な事故によるケガで死亡または後遺障害を被った場合に補償します。



		標準プラン	スリムプラン
保険金額	傷害死亡・後遺障害	1,000万円	200万円

7 従業員等の不誠実行為損害補償制度

▶P.13

被保証人が不誠実行為（窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に限られます。）を行ったことにより被保険者が被った財産上の損害を補償します。

＊新規募集は行っておりません。



		Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型
支払限度額	総支払限度額	800万円	500万円	200万円

役職員災害補償

8 施設職員労災上乗せ補償制度

▶P.14

施設職員が業務中および通勤途上に被る災害を補償します。



遺族補償（死亡）	1,500万円
後遺障害	障害等級によります
休業補償（4日目以降）	1日につき 5,000円

9 使用者賠償責任補償制度

▶P.14

事業主が職員に対して負担する法律上の使用者責任を補償します。



1名につき　1億円

1災害につき　2億円

10 非常勤職員災害補償制度

▶P.17

非常勤職員の勤務中および通常の通勤途上でのケガを補償します。



	標準プラン	スリムプラン
傷害死亡・後遺障害	256.6万円	128.3万円
傷害入院保険金日額	4,000円	2,000円
傷害通院保険金日額	2,000円	1,000円

11 理事長・施設長災害補償制度

▶P.18

勤務中、日常生活を問わず理事長・施設長が被るケガを補償します。



	Ⅰ型	Ⅱ型
傷害死亡・後遺障害	1,321.5万円	1,420.5万円
傷害入院保険金日額	8,000円	8,000円
傷害通院保険金日額	4,000円	4,000円
特定感染症による葬祭費用保険金	−	300万円（限度）

素早く対応！

24時間補償！